

## 第5回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年8月21日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成29年8月21日（月）午後0時36分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
3番 佐藤 武君      4番 佐々木雄司君      5番 光成 良充君  
8番 治徳 義明君      16番 下山 哲司君      17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員  
9番 原田 素代君
- 6 事務局職員出席者  
議会事務局長 奥田 吉男君      主 査 日下 治樹君  
主 任 細川 伸也君
- 7 協議事項 1) 議会報告会について  
2) 政務活動費について  
3) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまより第5回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

直ちに協議に入ります。

前回の協議事項についての確認をいたします。

原田議員より欠席の申し出が、熱中症になられたと、こういうことで申し出が出ておりますので報告しておきます。

それで、前回の協議事項の確認でございますが、形式としてはワークショップ形式をと、こういうことでお話できておりましたが、実際に実行する上において難しい部分があるんじゃないかという御意見も結構ありまして、できる場所としては、やればやるという考え方で、これは皆さんにはつくってないですか。後でちょっと皆さんに。ちょっと先にお願います。

基本的には、議会と市民の方の間を近くするという物の考え方で、肩が凝らない、いい報告会ができればということで考えて、いろいろ模索しております。皆さん、この前、お話をまとめさせていただいたんですが、多少表見的に変わった部分もございますが、こういうことで御理解がいただけたらと思いますので。後から御意見をいただきますので。

それから、開催時期でございますが、議運で決定していただくようにはなっておるんですが、大体どれぐらいの日にちにと、こういうことで、事務局のほうにいつごろがあいとるか、ちょっと確認をしたいと思いますが、できますか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 日程につきましては、11月という日程をお示ししていただいておりますので、6日の月曜、7日の火曜、8、9、10、水、木、金、この日程でありますと、山陽地域が市役所の会議室、桜が丘地区がいきいき交流センター、それから赤坂地域が赤坂の健康管理センター、熊山地域が熊山保健福祉総合センター、吉井地域につきましては吉井の支所の会議室の使用が可能となっております。

○委員長（下山哲司君） 可能と。

○議会事務局長（奥田吉男君） はい。

○委員長（下山哲司君） 12月議会に支障がないんですね、この日にちで行けば何も。ほかの委員会とかは。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員会日程はわかりませんが、現在のところ、12月定例会の議会には影響のない日程でさせていただいております。

○委員長（下山哲司君） それでは、大体のここで案を決めさせてもろうて、次の議運に出させていただくということで、あらかじめ案を決めさせていただきたいんですが、どんなでしょうか。事務局としてはどのくらいがいいと思いますか。まあ、日程をとってまろうたんで、支

障がない範囲。

○委員（実盛祥五君） 日にち。

○委員長（下山哲司君） 日にち、日にち。あらかじめ決めて、議運へ持っていかうかと思よんじゃけど。

○議会事務局長（奥田吉男君） 開催時期のおおむねを決めていただいたら、あとは議運になるんで、だから最終的な詳細日程は班長会議に。

○委員長（下山哲司君） じゃけど、大体案をしてえたほうが、1回はしてえたほうが、後へ後へ、ほかの委員会に。

○議会事務局長（奥田吉男君） じゃから、6から10。

○委員長（下山哲司君） 6から10。あれは2日に渡ったんかな、前は2日。5カ所じゃから、3班じゃから、2日じゃろ。

○副委員長（治徳義明君） 2日ですね。

○委員長（下山哲司君） じゃから、ほんなら、早う言えば6日と、間を置いて8日とかとって、案としといたほうが楽かな。

○副議長（佐々木雄司君） 3日が文化の日で祝日なんです。

○委員長（下山哲司君） 3日。

○副議長（佐々木雄司君） 3日が文化の日で祝日なんです。だから、金、土、日と三連休になるんです。で、6日の月曜日が入ってる。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 6日の月曜日は三連休明けの月曜日になるんです。それが、それ、日程的に厳しくなければいいんですが、三連休とかなったらいろいろ、皆さん、抱えてらっしゃるようなものもあるかもしれないので。

○委員長（下山哲司君） 7、9のほうがええな。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） ここで話をさせていただくのは基本的な方向の話なので、詳細日程は班長会において、班長さんで話をして日程調整になるので、今ここで決めていただくのは6から10の週、これなら会議室の状況も確保できるというところでいいと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、今局長が申された内容で進めさせていただきます。

今後の検討ということで、要項、それから班編成の案をお示ししたいと思うんですが。

先に前回の協議事項を済ませましょうか。

それでは、前回の協議事項ということで、資料を持ってきていただいはねえわな。

○議会事務局長（奥田吉男君） お配りしてます。

○委員長（下山哲司君） 配っとるじゃろ。

それでは、1ページから見てください。

前回の協議事項ということで、形式としてはワークショップ形式でやると。それから、テーマ、最初からテーマを絞らないと。ファシリテーションをまず学んでから細かく詰めると。そういう内容でございまして、小グループ、ワークショップというのと、それから、ちょっと私も頭の中が、いろいろ皆さんの話聞きようたら、僕のほうがつれてしもうて、一応今までのお話の中ではワークショップ形式でやると、こういうことになっておるんですが、内容的には、できるところはそういう形でやればいいと思うんですが、できない会場があったときに困るんで、それに決めてしまっちはいけませんので、それでやるということで一応、きょう、宣伝のビラをつくっていただいたんで、ちょっと見ていただいたらいいと思うんですが、宣伝としてはこういう内容で宣伝をさせてもらいたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） こういう内容でいけば、名称は意見交換会、こういう形で出させてもらいたいと思うんですが、どんなでしょう。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○委員長（下山哲司君） それで、ワークショップの、原田君がきょうはお休みなんで、一応電話ではお話ししとんですが、班でできる状態で、それで班長さんがやるということになれば、そういう状態もオーケーということで。同じ形態でこうしてくださいと、こういうんじゃないしに、班長会議のほうで決めさせていただきたいと思うんですが、どんなでしょう。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、実施方法の名称ということで、意見交換会、こういうやわらかい形にさせていただくとくというふうに御理解をいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういう形でやらさせていただきます。

○副委員長（治徳義明君） 済いません、確認です。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 要は、ワークショップという形式ということとを前面に出さないで、小グループで意見交換を基本とする。できるグループはやればいいと……。

○委員長（下山哲司君） そういう形です。

○副委員長（治徳義明君） と、そういうことですね。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○委員長（下山哲司君） ですから、その形をワークショップに絞らずに意見交換会としとして、ワークショップの形態がとれるところはやっていただいて、班長さんの裁量でと、こういうことで、班長会で。一応、私が座長になるらしいんで、班長会の。そういうところで皆さん

が御理解いただくような話にさせていただければと思うんで、よろしいですか。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） ちょっと確認です。意見交換会という形で、ワークショップ形式もできるところであればオーケーということなんですけど、基本は意見交換会ということで行くんですが、ただこれも配るんですね、会場で。その中で……。

○委員長（下山哲司君） これは会場よりもっと前に。

○委員（佐藤 武君） もっと前に配る。

○委員長（下山哲司君） はい。参加していただくための宣伝ビラで。

○委員（佐藤 武君） それで、懇談会を始めましょうという表記なんですけど、これは意見交換会と広く捉えればいいということですね。

○委員長（下山哲司君） はい。この前、ワークショップの形式でという御意見ございましたんで、その会場会場でできるところはそういうふうにやっていただいてもいいというふうには思うんですが、そういう方向性で御理解いただければ、そういうふうにさせてもらいたいと思います。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○委員長（下山哲司君） で、このビラを、宣伝のほうがいい、やわらかいをつくっていただいたんで、これを宣伝に使わせてもらおうと。前宣伝でと、こういうことでどんなでしょうかね。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） お手元にお配りしたのは、他市の例をお配りしています。だから、この次の班長会において、一定の意見交換のルールといったものは、こういった形が全てではないかと思いますが、来られたお客さんの声を聞くという部分で、ルールはこういうルールで進めますというものは、会場で配るものは必要だと思いますので、その内容については班長会のときにこういったルールでいかがでしょうかというものはお示しします。

○委員長（下山哲司君） もう1つ、局長、広報の内容がこれに似たような形で広報するという考え方でおるんですが、よろしいですか。これをそのまま使うんじゃないに、こういう形という形で今思っとなんですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 皆さん、そういうことで、ほいじゃあ御理解をいただきたいと思えます。

それから、次にテーマでございます。

この前、原田議員がいろいろ御提言くださったんですが、テーマはあったほうがいいんじゃないかというふうに私は思っております。治徳委員と相談の中では、ある程度のテーマを持って臨んだほうがいいんじゃないかと。で、内容的にはこれからのまちづくりについてということのような大きなんでいって、その班長さんにあとはお任せするというような考え方でどんなでしょうか。それはもうこれにかかわってくるんですが、これに。宣伝の前ビラにそういう形になりますので、ざっくりばらんな内容なんですけど、ちょっと2人で案として考えてみたんですが。

○副議長（佐々木雄司君） いいです。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

じゃあ、テーマとしては、これからのまちづくりということでテーマとさせていただきますよろしいですか。

○副議長（佐々木雄司君） 今回ですね。

○委員長（下山哲司君） 詳しいことは班長会で最終的に決定しますので。一応この委員会ではこういうふうな形で進めるということで了解していただくということで、よろしゅうお願いいたします。

それから、開催場所です、次に。

先ほど局長が、この日程においては先ほどの会場がオーケーということで、先ほど局長が読み上げていただきました会場ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、会場としてはそういうことでよろしくお願ひいたします。

それから、関係団体の扱いを、この前もどういうふうなあれにするかと、こういうことだったんですが、一応治徳委員と相談では、関係団体というのは、こういう内容でいくとすれば、今回は関係団体を対象にしないということで、どんなでしょう、全般、一般でと思ったんですが。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） 皆さんのいろいろ御意見をこの前いただいた中では、関係団体というのもあったんですが、こういう形をとるといことになれば、今回は関係団体というんじゃないしに、一般、全般のほうが適合しとんじゃないかというふうに思っておるんですが、どんなでしょう。

○委員（実盛祥五君） 一般市民を対象にしたほうがええぞ。関係団体ばかりを呼ぶよりは。

○委員長（下山哲司君） それでは、今回は関係団体は絞らないということでよろしいでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それから、次に回数なんですけど、本年度は1回ということでございますが、次の回数については、1回やった後にまだ御相談するという事でどんなんでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、次回に持ち越すということで。

開催時期は、先ほどお話しいただきましたが、11月6、7、8、9、10の間でちょっと御検討いただくということで。

班編成でございます。

案をつくっておりますので。出せるな。あ、資料入っとる。

○議会事務局長（奥田吉男君） 5ページ。

○委員長（下山哲司君） 濟いません、5ページを見てください。

従来、班編成をしたと同じような考え方で班編成をさせていただいております。一応、案でございますので。問題がなければ、これで班長会議にということになるんですが。

○委員（実盛祥五君） この2班のわしと行本、熊山が2人じゃから、どっか1個1個振り分けてくれ。

○副議長（佐々木雄司君） そういう意味じゃあ、1班の大口さんと……。ああ、まあどっちにしてもかぶるな。

○委員長（下山哲司君） 実盛さんと松田さん。

○委員（実盛祥五君） おお、松田さん、かえて。

○委員長（下山哲司君） それでは、実盛さんと松田さんをチェンジしていただくということで……。

○委員（実盛祥五君） お願いします。

○委員長（下山哲司君） 問題ないですね。

それでは、そういうふうに訂正をお願いいたします。それじゃあ、班編成はそういうことで。

それでは、今後の検討事項ということで、要綱の修正でしたかね。これが新しい案をつけてくれとんじゃな、新しいの。2枚目から3枚目にかけて、要綱の修正をちょっと試してみたいので、前回のを持っとられんわな。ちょっと、ほいじゃあ説明してもらいますんで、お願いします。

○議会事務局主任（細川伸也君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局主任（細川伸也君） それでは、要綱の改正について説明させていただきます。

まず、資料の2ページ、3ページ目のほうが要綱の改正後のもの、改正内容を溶け込んだ要綱になっております。4ページ目のほうが新旧対照表のほうをつけさせていただいております。

それで、第1条から第3条については、今回の実施方法の見直しに伴って特段改正が必要ないということで、改正内容はあります。第4条につきましては、今まで報告内容ということになっていたんですけれども、それだけではちょっと全体像が示しづらいということで、報告内容の報告を実施に変更して実施内容と改正するのが適当かなと思います。それに伴って、第4条の1号から4号まで、新しく2号と3号の間に3号、市議会及び市政に関する意見交換。恐れ入ります、溶け込みのほうには「意見交換」と書いてあるんですけれども、新旧対照表のほうには「意見交換等」となっているんですけれども、「等」のほうを削除してください。この第3号を新しく追加することによって、意見交換会を実施するということが一応内容に盛り込むことができっております。第4条については以上です。

続きまして、第5条、第6条、第7条については、基本的には変更は必要ないと思います。前回の委員会の中で、第5条の報告会の役割については、ファシリテーターという文言を入れてはどうかという御意見もあったんですけれども、司会進行という言葉の中に一応ファシリテーターというのは含めて解釈できるということで、新たに追加はしていません。

次は第8条の変更になるんですけれども、今まで実施時間と次第のおおむねの内容について規定していたんですけれども、実際にこのたび第4条を報告内容から実施内容と変更したので、実施内容の中におおむねの次第の内容というのは含まれるということで、次第については班長会で決定するというように改正を考えております。実際の実施時間についても、班長会のほうで、決定できるということで削除しております。

続きまして、第9条のほうは、資料については変更ございません。

第10条、今までは報告書の作成となっていたんですけれども、前回の委員会で御協議いただいた中で、今まで意見等を収集した後の出口の部分が特に決まっていなかったということで、そのことについて、第10条第2項を追加して定めております。前回また御協議いただく中で、条を別に、第9条と第10条の間に新たに条を追加して定めてはどうかという御意見もあったんですけれども、今回の意見交換会等を参考にさせていただいている丹波市の要綱等も確認したり、他市の要綱も確認すると、規定の仕方としてはこれくらいの書きっぷりでの規定が多かったので、それを参考にこのように定めさせていただきました。

説明のほう、以上です。

○委員長（下山哲司君） はい、ありがとうございます。

この件につきましては、治徳委員と打合せの中でしっかり議論をしまして、一応こういう内容で、皆さんの御意見があったように、班長会で取りまとめた後に各委員会で協議するものはしていただく、それから必要と認めるものは市長に文書等で報告を行うというのを盛り入れさ

せていただいています。これ、皆さんが先に委員会で御提言なされた内容をこういう形に載せたんですが、この内容でよかったら御了解をいただきたいと。一応、案全部を見ていただいて御決定をいただくほうがいいと思いますので。時間をとりますから、ちょっとお目通し願います。

第10条の内容が、2項ができたことにおいて、前の内容よりはずっと進んだものになっとんじゃないかなというふうに私は理解しとんですが。こういう内容なら原田委員も納得していただけるんじゃないかなというふうに。きょう見てもらおうと思おうたんじゃけど、おられんの、一応電話で。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ、委員長。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

それでは、要綱のほうはこういう形でやらせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 班編成のほうについては、先ほど決めていただいたので。

班長、副班長について、どういう。決定をしていただいておかないと。

○副議長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） その件なんです、前回までのやり方としては、このメンバー表を、たしか全協か何かで発表させていただいて、そのときに皆さんが集まってらっしゃるんで、各班、分かれていただいて、班長、副班長、決めていただいてたように思います。だから、同じやり方でいいんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長（下山哲司君） 今、佐々木委員が申されたように、前回と同じやり方でと、こういうことですが、そういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、前回と同じように、全協の席で班長さんを決めていただくということでやらせていただきます。

続きまして、報告会については、大体御相談申し上げたい内容としては以上でございますが、皆さんのほうからお話があればお聞きしたいと思います。一応いろいろ、治徳委員と協議させていただいて、皆さんがやりやすい方法のほうがいいなというふうに考えてはやらせていただいたつもりなんです、今の決めていただくことについて、何か注意点等があれば、御意見をいただければと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、報告会については、これで閉じさせていただきます。

続きまして、政務活動費に関するということで、手引きを見ていただきたいと思います。

従来からの問題点は赤字で載せさせていただいておりますので、特にそういうところについて御意見がいただければと。きょう、ゆっくりということで、この会はお弁当をとっておりますが、もし昼までに終わるようでしたら、お弁当をお持ち帰りをお願いしたいと思いますので、よろしゅうお願いします。

○副委員長（治徳義明君） 事務局から、ちょっと読んでいただいたほうが早いんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） ちょっと説明してもらおうか。

○副委員長（治徳義明君） 赤字のそこだけ。

○委員長（下山哲司君） 局長、副委員長がそう言われるんで、よろしいですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 休憩してもらえます。担当がちょっと今まだ。

○委員長（下山哲司君） ほいじゃあ、40分まで休憩といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開します。

事務局のほうより手引きについて、少し説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議会事務局主査（日下治樹君） 説明をさせていただきます。

前回のときにも同じ政務活動費に関する手引きのほうを配付させていただいてますが、その中で主に今、検討されている部分を赤字で記してあります。これは岡山市議会のものとか、判例をもとに一例ということで書かせていただいておりますので、これらの部分について検討していただいて、どのように実際はこちらの手引きに記載していくのかという部分を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

どうしましょう。頭から順番に行きましょうか。3ページから。3ページですね。1、2ページはもう、総則とあれですから問題ないんで。

○委員（実盛祥五君） 委員長、赤字だけ。

○委員長（下山哲司君） 赤字だけ。

それでは、赤字以外のところは変えようがないという理解でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、まず赤字のところを、じゃあ順番に。

5番目の交通費についてということでございます。交通費、赤磐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき実費とします。経路、交通手段を明らかにしなければなりません、こういうことに一応。今までも一応こういうことにはなっとなんですが、とり方によれば、ほんならどういふふう証明するんなど、こういうような御意見もあったように。です

が、取り締まりようがない。個人の報告ですから、その辺をどういうふうに解釈して理解するかと。ほかの市議会の例はどねんなとったんかな。

○副委員長（治徳義明君） よろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 赤字の部分で、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんとなってますけれども、目的とかは入れなくてよろしいのでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 本来はそうだと思います、本来は。

○副委員長（治徳義明君） 目的、書いとく。

○委員長（下山哲司君） はい。18人おられるうちの議員の中で、この交通費で目立っているのはそう何人もおられないので、その人に当てつけにはなるような形にはなるんですが、常識の範囲でどういうふうに理解していただくかということだけだと思っただけで、一応、必要とあることは入れてもいいんじゃないかというふうに思いますが、どうですか。経路の前に目的ですか。

○委員（実盛祥五君） 目的、入れにゃあいけん。

○委員長（下山哲司君） 今までのからいえば、はっきり明示されればそういうふうにやらなければならないというふうになるんだと思いますので。じゃあ、目的を入れて、この赤字の内容でいくということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、交通費については、経路の前に目的を入れて、そのようにしていくということで。

それじゃあ、次に7番目の事務機の購入代についてということでございます。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 済いません。ちょっと話が進んでいるところで戻して申しわけないんですが、今の交通費のお話なんですけども、赤字で交通費はで始まって、実費としますところまではいいんですが、これについては実費としますということを書いているわけです。その後の目的をつけ加えようという話になったんですが、目的、経路、交通手段のこの行に関しては使用するときのことを書いているわけなので、実費とする段と使用する際の段と一緒に書いとくというのは、ちょっと文言として違和感というか、ちょっと取り扱いとしてどうなのかなと思うところがあります。ですので、目的、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんとするのは、交通費を使用する際にはというような、何かもう1個つけていただいて、目的、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんということなんだと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） 1の中でぼつで目的からと、こうつけられればいいんですか。

○副議長（佐々木雄司君） いや、そこを今、事務局のほうと、いやどうなんですかねということちょっと今、確認をしてみたんですけども。どのように書けばスマートになるのか、僕もちょっとわからないもんですから。

○委員長（下山哲司君） 文章的にね。

○副議長（佐々木雄司君） はい。ただ、文章的におかしいんじゃないですかというところだけは、ちょっと御指摘をしときたいと思います。どうすればいいんですかね。

○委員長（下山哲司君） なお、グリーン車の利用料金は認めません。こういうふうな内容なんで、そういうふうには持ち込めばいいんですかね。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済いません。基づき実費とし、点、それで続けられればいいと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） ますを外してね。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） 文章的にはそれで。

○副議長（佐々木雄司君） いや。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、実費とするんなら報告の義務もないわけですから。実費とするんだったら。だから、実費として報告する義務のないところと、報告をしなければいけませんということが書かれているわけですよ、1つの段で。だから、それがおかしいわけですから、実費としますで、ここのところは明確に交通費の取り扱いということを示しました。次に、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんというのは、政務活動費を使用するときには、目的、経路、交通手段を明らかにしなければならないということを書かれてるわけですから、それにふさわしい何かものですよ。その言葉が必要になるんじゃないですかということなんですけども。ですから、例えば政務活動費を交通費として使う場合にはとか、何かそういう言葉になるんでしょ。だから、交通費は実費としますと言いながら、それでも使用する際にはってというような感じの打ち消し文みたいな形になるんで、これはもう、だから実費としますでいくのであれば、経路、交通手段を明らかにしなければなりませんというのはもう削除してもいい部分じゃないんですか、これ。

○委員長（下山哲司君） 目的、経路、交通手段。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） いや、これはもう必ず入れてもらわんと、無条件ということにはならないので。

○副議長（佐々木雄司君） 実費でしょ。

- 委員長（下山哲司君） 実費というのは、全額ということよ。
- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） 実費というのは、政務活動費から使用しちゃあいけませんよということが書いてるわけでしょ、これ。
- 副委員長（治徳義明君） 済いません。
- 委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。
- 副委員長（治徳義明君） 佐々木委員のお話を聞いたら、1番目に、交通費を使用する場合は、目的、経路、交通手段を明らかにしなければいけないを入れて、2番目以降に、それは全て実費ですよという、2、3と分けたらええんじゃないですか。どんなですか。いうんが、最初に……。
- 副議長（佐々木雄司君） どうもわかりません。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 済いません。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 議会事務局主査（日下治樹君） ここの実費は、実際にかかった額が対象ですよということだと思います。
- 副議長（佐々木雄司君） ん。実際にかかった額。
- 委員長（下山哲司君） 1キロメートル25円。
- 議会事務局主査（日下治樹君） はい。
- 委員長（下山哲司君） 1キロメートル25円と、こういう規定じゃから。
- 副委員長（治徳義明君） 実費そのものがおかしゅうなるんか。
- 委員長（下山哲司君） いや、実費というのは、1キロメートル25円って、もう決めとん。決まっとん、ほかの部分で。
- 委員（光成良充君） 車の使用の場合……。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 自動車の場合はそうです。
- 委員長（下山哲司君） へえで、バスの場合も実費。
- 議会事務局主査（日下治樹君） バスや電車の場合は実際にかかった額。
- 委員長（下山哲司君） 額ですから。だから、実費というのはそういう実費。  
はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） じゃあ、この実費というのは、政務活動費の範囲のお話をしていらっしゃる、指してますか。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 副議長（佐々木雄司君） もうちょっとわかりやすい書き方でいいんじゃないですかね、なら。

○委員（実盛祥五君） へえでもわからあ、そりゃあ。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません、よろしいか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 要は交通費をもらう場合は、最初に目的と経路と手段をきちっと明確にしてくださいよというのを、交通費をもらう場合には目的や経路や交通手段をきちっと明確にしてくださいよと、それ以降に、2番目にそれは実費でいいですよという形で、1番に入れりゃあええんじゃないですか、佐々木さんのお話聞く範囲じゃ。最初に。おかしいんですかね。

○副議長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も治徳副委員長のおっしゃられてることに物すごく共感するんですが、例えば交通費を使用する際には、目的、経路、交通手段を明らかにしなければなりません。なお、請求は赤磐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき実費としますという書き方が正解なんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） 8ページの上段の赤を見ていただければ。この枠内が全部そうなんですけど、特に前回問題になったのがこの赤字の部分。ガソリン代の請求についてというのが問題になっとなんで、それ以外の研修出張とかは、もうどなたも問題がないように理解しとったんですが、ガソリン代についての特に御意見だったと思う。それと両方含まれた文言ですから、こういう文言になるんじゃないかなと。だから、費用としては実費としますと。それについては、ガソリン代にしても、目的と経路と交通手段を明らかにしてくださいということで、経路と交通手段だけは今も書いて出されとると思います。その中に目的を入れると。真実性が高くなるという考え方で治徳委員は入れられたんだというふうに思うので、そういうふうに理解していただければと思うんですが。ですから、研修に行ったりするのはもう今までと変わらないんで、100%なんで。問題なのは、ガソリンが1キロ当たり25円と、こういうことで実費ということに定めておりますので、これはほかのことにも対象になるんで、各委員会のあれも一緒ですから。じゃから、そういうところにおいていけば、この実費としますで終わって、目的、経路、交通手段と入れてもおかしくはないんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに理解しとったんですが。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません。

○委員長（下山哲司君） 治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 違和感の原因が、ちょっと僕、個人的にはわかりましたわ。要は、ほかの項目見ても目的なんか書いてないけども、ここの交通費というのは、毎日使用する細かいやつが入ってくるから、ちょっと話がごたごたになってくるんじゃないかとはいいます。

○副議長（佐々木雄司君） 実費がおかしいんじゃ。実費がわかりにきいな。

○副委員長（治徳義明君） わかりにきいのはわかりにきい。

○副議長（佐々木雄司君） ②にも駐車料金は実費としますと書いてある。実費というのは、そういう意味合いじゃというふうに聞いて読みやあ理解はできるんじゃないけどもということですよ。

○委員長（下山哲司君） これからは公開せえ言われたら全部見せにやあおえんようになってきよんで、その辺をやっぱしはっきりわかるように書いてえたほうが、今後、トラブルが起きんのじゃねえかというふうに思いますので、緩めるんじゃないしに厳しく書き込んだほうがいいんじゃないかというふうに思います。そういう面でいけば、こういうふうに目的、経路、交通手段というふうに入れたほうがいいんじゃないかというふうには。もうこの範囲ぐらいで御理解をいただくと、それ以上、ほんならどうするんなら、できん話じゃないんで、これだけじゃあいいけんという決まりがないんで、自治法の中には。

○委員（実盛祥五君） よろしい。

○委員長（下山哲司君） じゃから、基本的には常識なんで。

○委員（実盛祥五君） 常識問題じゃ、常識。

○委員長（下山哲司君） これで御理解いただけますか。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、済いません、済いません。僕、実費の意味を取り違えていたんで、ちょっと混乱させてしまって申しわけないです、済いません。それだけです。

○委員長（下山哲司君） それでは、7番目のパソコン、デジカメ等の御意見をいただきたいと思えます。今までは2分の1であったものが、ここに個人使用が想定されないものについては2分の1と、案分すると、こうなっとなんですが、はっきりもうそういう形がとれば、この3分の1と2分の1を併用してもおかしくはない。局長、それでいいですね。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） このパソコン、デジカメが個人使用が想定されて、印刷機や電子メガホンが個人使用が想定されないというふうにはっきりと書かれてるんですけども、僕の個人的な認識で言えば、私もメガホンを持っています。これは党の活動なんかに相当数使いますので、党の活動が政務活動費から見たら個人使用なんだろうと思うんですけど、その辺をちょっと、一般の方から。2分の1、3分の1は、これはこれで理解できるんでいいですよ、別に構わないんですけど、この書き方に問題があるんじゃないかなとは思いますが。印刷機にしてもメガホンにしても、これは政務活動に対する規制なもので、党活動もほんなら政務活動なんかみたいな捉え方、ちょっと突っ込まれるんじゃないかなとは思いますが。2分の1、3分の1は、これは妥当な線になるんだろうとは思いますが、その辺、どんなんですかね。はっきり書くべきなんですかね。個人使用を想定されていないみたいなことを。

○議会事務局主査（日下治樹君） 濟いません。

○委員長（下山哲司君） はい、事務局。

○議会事務局主査（日下治樹君） ここに2分の1、3分の1って書いていますけど、実際は使用される本人さんがどういう活動に使われるかによって案分の率っていうのは変わってくると思うので、ここにこれは2分の1、これは3分の1という書き方はしないほうがいいかもしれないです。

○副委員長（治徳義明君） そうそう、言われるように、2分の1、3分の1というのは僕、理解できますわ。理解できるんじゃないけど、メガホンや印刷機は個人使用想定されないという書き方は突っ込まれるおそれがあると思う。

○副議長（佐々木雄司君） ああ、なるほど。

○副委員長（治徳義明君） 佐々木さんみたいに……。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 治徳副委員長おっしゃられてるの、本当、ああなるほどなど今思ったんですが、多分、3番に書かれてないですかね。掲げる使途に充てることはできませんって、②に。政務活動に関する経費は認められていませんよということですから、2分の1なんですよということなんじゃないんですかね。

○委員長（下山哲司君） ああ、そういう意味なんかな。ちょっと、これ、文言難し過ぎるな、解釈が。ちょっとわかりやすい文言に変えるという。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません、簡単な、個人使用云々というのを取りゃあええだけの話で、パソコンやデジカメは3分の1で、印刷、電子メガホンは2分の1です、これでええんじゃないですかね。もし聞かれたら、何でなといわれて聞かれたら……。

○委員長（下山哲司君） おおよそ個人使用が想定されるものについてはまで消しやあええんじゃな。等は2分の1で。

○副議長（佐々木雄司君） 詳しく書き過ぎじゃあという話。

○副委員長（治徳義明君） 説明し過ぎじゃみたいな話。

○委員長（下山哲司君） 印刷機、電子メガホン等は2分の1で案分するだけにして、あと消したほうがいいかもしれませんね、これはちょっと。解釈、難しいな。パソコン、デジカメ。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 不必要なこと、説明がちょっと多いなというのもわかるんですが、ただ同じ項目の中で、パソコン、デジカメが3分の1で、印刷機、電子メガホンが2分の1だというふうに書いてしまうと、3分の1と2分の1っていうのは何が違ってそうなのかというところがこの中で書かれていないということにもなるんで、やっぱりここは、ちょっと解

積が難しくなっても、こういう書き方しかないんだろうなというふうに、僕は逆に思ったりしますけど。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） であるんならば、おおよそ個人使用の想定をされないものではなくて、もうちょっと文言を考え、おおよそで意味がわかるじゃろうという話なんかもしれんですけど、ちょっと変えたほうがええんかなとは思いますが。おおよそで含んだ話かな。おおよそでその辺わかってくださいっていう話なんか。

○副議長（佐々木雄司君） ちょっと、委員長。

○委員長（下山哲司君） ちょっと、休憩とします。

午前11時3分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

それでは、事務機の購入代についてということで、7番目の問題でございますが、細かい文言を省いてきちっと案分率を明記するということがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その案分率を明記するにおきまして、機種等、使用機材の問題をちょっと協議をお願いしたいと思います。

今、ここに載っておるのが、パソコン、デジカメ、印刷機、電子メガホンということでございますので、これ以外に対象と思われるものがありますか。

○副議長（佐々木雄司君） いや。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それは世の中たくさん物があるんで、このところには、やっぱり対象機種ということで明確に書くというのは難しいと思います。だから、そういう話じゃなくて、使途基準の運用指針というものがあるわけですから、この運用指針のほうで、パソコン、デジカメ等、個人使用が想定されるようなもの、こういったようなものは3分の1で案分するであるとか、印刷機、電子メガホン等、おおよそ個人使用が想定されないものについては2分の1で案分するであるとか、運用指針のほうに書いていただくということで、この取扱基準は明確に書いていただくところで……。

○委員長（下山哲司君） 等で済ますということでよろしいですか。

○副議長（佐々木雄司君） ええ、ええ、それでいいんじゃないかというふうに思いますけど。

○委員長（下山哲司君） それでは、最終的なこととなります。3分の1と2分の1ということで。今、ここでは1番と2番を3分の1と2分の1とやっとなんですが、オール3分の1でと

いう話もありましたが、どのように取り扱いをいたしましょう。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それはもうここに書いてあるとおりでいいんじゃないんですかね。

○委員長（下山哲司君） それでは、順番に。

佐々木委員はここで書いてあるとおりと。

佐藤委員、御意見は。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） これについては、今までにある程度御意見をいただいたやつで分けとんで、御理解いただければ、もうこれでオーケーです。

○委員（佐藤 武君） これでいいと思います。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） ここに書かれてある分でそのままいけばいいのかなとは思いますが、先ほど協議の中でありました、全て3分の1にしといて、個人的に使用頻度が異なってくる場合もあると思うので、全て3分の1にしといて、それ以上の案分率で案分する場合は、その案分の目的というか、その理由を明記して提出すればいいのかなというものあるんですけど。これは2分の1にするのか3分の1にするのか、わからない場合が出てくるんじゃないかと思うんですよ、人によっては、使うものによって。だから、案分にする場合は全て3分の1にしといて、それ以外というか、それ以上の案分率を使う場合は、こうこうこういう理由があるのでこの案分率で案分しますっていうふうにしたげたほうが、個人的には判断がしやすいのかなと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） ここに書いとるとおりで、3分の1、2分の1でよろしいですよ。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 濟いません。光成委員の言われることはよくわかるんですけども、見方を変えたら、ちょっと変な言い方ですけど、骨抜きみたいな状況も、自主規制としては骨抜きみたいな印象も受けるので、やっぱ3分の1、2分の1、ある程度決めとったほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

○委員長（下山哲司君） それでは、この大きい機種において、こういうふうに1、2に分かれとんですが、これを、ほんなら基準的にしてということで、3分の1と2分の1を併用するということがよろしいですか、光成委員。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうふうに文章を修正いたしまして、難しい文言を

省くということで、3分の1と2分の1に決定いたします。

それでは、次に通信運搬費及び新聞代についてということでございます。

これがこの前のお話で、議運の中にもございましたが、携帯は3つも持つと言われる人もおられるし、スマートフォンも2つ持つと言われる人、タブレットを持つと言われる人もおられるんですが、原則としての御意見を決めていただきたいというふうに思いますので、実盛委員のほうから。

○委員（実盛祥五君） 原則として、携帯は1台に決めておくほうがよいと思います。

○委員長（下山哲司君） その中で、携帯とスマートフォンが併用の方がおられるんで、タブレットと、その辺も一応。

○委員（実盛祥五君） スマートフォンもタブレットも今の時代の流れじゃから、これはまあ入れてあげりゃあよろしいが。携帯を2台も3台も持つとる方がおられますんで、登録を1台にしたほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（下山哲司君） それでは、実盛委員の言われるのは、携帯、スマートフォン、タブレット、1台ずつは利用可能という考え方でよろしいんですか。

それでは、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今、実盛委員の言われたとおりでいいのではないかと。携帯、スマホ、タブレット、使用用途は違うので。ただ、スマホと携帯がちょっとクエスションがつくところもありますけど、明らかにタブレットは全く使用目的が違うので構わないだろうと思います。

そいで、複数はちょっとだめだろうと思います。

○委員長（下山哲司君） 各1台でいいんですね。各1台ですね。

光成委員。

○委員（光成良充君） 携帯とスマートフォンは、僕、同じもんと思うんで、そこをあわせて1台、タブレット1台。でも、タブレットというのはパソコンと同じような感じに僕はとるので。タブレットっていうのは、買ってしまえばあとは通信費になるんですよ。携帯電話代と同じような感じ、支払いをするので、その辺、携帯電話とスマートフォンで1台にしてしまつて、タブレット1台にしてしまえばいいのかなと僕は思っております。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） やはり基本的には1台でいくのが一番いいと思います。

それから、案分比率については、これ、原則3分の1という話で進んできましたかね。

○委員長（下山哲司君） いえ、これは案ですから。皆さんの御意見をお聞きした中で、案ですから、いや、これは2分の1にしてもらわにゃあいけんと言われるんでしたら2分の1でも結構です。3分の1にせえというて強要しやうるわけじゃない。赤磐市議会の考え方として、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかというお考えをいただければと思います。

○委員（佐藤 武君） 最後のほうでまた協議されるんですが、その他経費の中でも固定電話と携帯電話で案分比率が違うということも書いてるんですけども、判例とかも検討しないとはいけないとは思いますが、私はもう2分の1でいいのかなと思ったりはしております。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私も光成さんと非常に近い考え方をしてるんですが、携帯電話とスマートフォンは、もうほぼほぼ一緒のものであると思いますので……。

○委員長（下山哲司君） どちらか1台。

○副議長（佐々木雄司君） はい。一緒のものだと思いますので、携帯電話もしくはスマートフォンということで、カテゴリーとしては一くりにしたほうがいいと思います。

ただ、タブレットは、これも自宅のコンピューターと等しいものでありますから、ただ自宅にあるコンピューターを手を持って歩けるか歩けないかというだけのことで、自宅にインターネットのほうがあって請求を政務活動費でしてるのであれば、二重請求になりますから、自宅で請求があるときにはタブレットの請求を許さないと、タブレットの請求をする場合には自宅のほうのインターネットの請求を許さないとということで、二重にならないようにしなければ、内容を整える必要が私はあると思います。

そうなったら、スマートフォンの部分とタブレットの部分、重なる部分があるので、おおむね機能が重ならないように申請してくださいねというようなところをどこかで書いておけば、そういったようなところは回避できるんじゃないかなというふうに思ったりしますけど。そこまでややこしいこととかいうか、そこまで手を尽くしてしても、やっぱり携帯電話、スマートフォン、タブレットとかというのは、非常に個人的に使用される頻度というのが高いと思いますので、私は3分の1がいいと思います。

○委員長（下山哲司君） 私、これ、年寄り用じゃから、これをここへ置いとって、タブレットが専用で接続してなかったら使えんのですよ。早う言えば、これとタブレットを別々に契約せにゃあ使えんようになりますけど、皆さん持っとられるのは、多分機能がようて、これを置いとったらタブレットはこれとつながって使える機能のお持ちなんでしょう。そういったときに、これとタブレットがセットなんですよ。だから、それをどういうふうに理解、もうそりゃあセットでという考え方で。私は自分が使わんから言えるんですけど、いいんじゃないかと思うんですけど、セットで。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） その場合のタブレットは、7番の事務機器の購入代ということで、(1)のパソコン、デジカメ等という形になるんじゃないかなというふうに思います。どんなでしょうか。

○委員長（下山哲司君） ですから、そういう今のこの文言と前のというたら、それでいいということで、御理解はつきりしていただいとけばそれでいい。別々という考え方じゃなしに。

1回購入だけですだからね。機器購入。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） この8番のお話というのは通信費の話が非常に強いわけで、スマートフォンにしても携帯電話にしてもタブレットにしましても、そここのところにハード、品物を購入するという行為が伴うわけで、そのタブレットというものも通信機能がついてなければ、それはあくまでパソコン買うのと一緒なんでしょうね、やっぱり。そここのところに通信機能が備わって、あっちこっちに移動できるからスマートフォンと同等のものなんですよねという考え方でしょ。

○委員長（下山哲司君） そうです、そうです。

○副議長（佐々木雄司君） そうでしょう。だから、スマートフォンのほうで契約をして、スマートフォンで通信のほうを確保して、テザリングしてタブレットをして使うんですよっていう話になったら、タブレットはパソコンの購入と同じように考えるべきでしょ。ねえ。

○委員長（下山哲司君） その辺をはつきりしていただいとけば、それでいいと思うんです。

○副議長（佐々木雄司君） いや、僕はそういう解釈になると思います。

○委員長（下山哲司君） タブレット単独でいけば、3,980円か、3,890円か何か、必ず毎月固定使用料が要ようになるから、その携帯のセットで使われたらそれが必要なんでしょ。私、使ってないからわからんけど。私がこれにしてもらおうと思うたら、窓口があるんですけど中身がない言われて、ドコモ聞いたら、それには機能がありませんと言われたんじゃないけど。そういうなのでしょうられる人がおられるから、その辺をきちっとここではつきりしといてもらわんと、後からそりゃあ問題だったなということにならないようお願いしたい。意見として。ですから、今言われたように、タブレットはパソコンと同等の扱いで機器の購入として扱うと。その問題は通信費。だから、タブレットとスマートフォンを別々に通信費を使ってもいいのかと、こういう問題、今の問題は。今ごろいろいろ進化しとるから扱いが難しゅうなる。問題はそこだけじゃと思うんです。だから、それはもう機器的に全部違うんじゃないから、通信費として使ってもええんじゃないということで、2分の1か3分の1かに、それでいいということになればそれでいいんです。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 最終的に管理は、この内容に非常に理解にたけていらっしゃる方、理解にたけていらっしゃらない方、濃淡があると思いますので、最終的な管理は事務局のほうでしていただくにしまして、いずれにしても事務局が判断するための基準というものは、

文言として残しておかなきゃいけないわけですね。ですから、ここの文言については事務局のほうでちょっともんでもらって、こういう書きぶりであればどうでしょうかという形でまとめてもらったかどうかですね。

○委員長（下山哲司君） 一つだけ言うとくと、事務局に権限はないんで、事務手伝いですから、これがいいです、あれがいいですというて事務局から委員には絶対言えんですから、そういうほうの物の考え方で、ちょっと案をつくってくれというのは案でいいんですけど、それは委員としての扱いですから、事務局の扱いでないんで、その辺だけは理解を。

○副議長（佐々木雄司君） はい。ですから、それを言ったつもりなんですけど。例えば携帯電話とスマートフォンの機能がどういうぐあいに重なっているのかとか、スマートフォンとタブレットの機能がどう重なっているのかとか、タブレットの機能と自宅のインターネットの機能がどう重なっているのかということについては、その知識の濃淡というか、理解の濃淡というものがあると思いますので、一人一人にそれを求めるというのをなかなか難しいような気がします、うちの市議会においては。ですから、その運用基準というものは我々のほうで示していくわけだけでも、その基準のもととなります文言というものは、きっとなかなか我々だけではちょっと導き出し切れなところがあるんじゃないかなと思うんで、議会事務局のほうで何かペン走らせていただいて、そういうようなことが網羅できる文章というのはこういう文章になりますよという形で出してもらったらどうかなと思ったりするんですが、そういったお願いがちょっと難しいんだと言われれば、もう我々でするしかないんですけど。

○委員長（下山哲司君） 委員会として事務局のほうにお願い、ちょっとしますんで、事務的。

それでは、この問題は次回の委員会に持ち越しということで、それまでにちょっと案をつくってみるとくと。どっちみち前の文章を修正したのも、また見ていただかにゃいけないので、次の委員会ということで、どんなでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、今……。

○副委員長（治徳義明君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと確認なんですけど、通信運搬費及び新聞代となつとんですけども、新聞代に対する運用指針ってありましたっけ。あるん。

○委員長（下山哲司君） 新聞代はあるよ。

○副委員長（治徳義明君） あるん。

○議会事務局長（奥田吉男君） 2紙目から。

○副委員長（治徳義明君） 2紙目からというのが、もう明確にあるわけ。

○委員長（下山哲司君） 一般紙は2紙目から。

○副委員長（治徳義明君） 指針の中にもあるんですね。

○議会事務局長（奥田吉男君） あります。

○副委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい、いいです。

○委員長（下山哲司君） これは今まで特に問題にはなっておりませんので、皆さんかつちりしていただいとしたいと思います。

次に、ほんなら12番目。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、ちょっとよろしいか。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 先ほどの意見の中で、2分の1と3分の1の意見が出て、ちょっとはっきり決定してないんで、2分の1か3分の1かというだけ、ちょっと決めていただければ。

○委員長（下山哲司君） チェックしてから言うてねえな。済いません。8番目に戻りますが、先ほどの原則として3分の1、2分の1と両方の意見がございます。皆さんの御意見として、2分の1がいい3分の1というて、はっきりともうそれだけの回答をいただいて、多数決で決めさせていただくしかないんだと思うんです、最終的には。だから、皆さんの御意見は今までいろいろ聞いて、ああそうだなというのがありますが、ここに至ってはもう2分の1か3分の1を多数決で、もう即決させていただくということでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、実盛委員のほうから。

○委員（実盛祥五君） 私は2分の1で。

○委員長（下山哲司君） はい。

治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 3分の1です。

○委員長（下山哲司君） 3分の1で。はい。

光成委員。

○委員（光成良充君） はい、3分の1でいいです。

○委員長（下山哲司君） はい。

佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） はい、2分の1。

○委員長（下山哲司君） はい。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 3分の1です。

○委員長（下山哲司君） それでは、私も含めてということになれば、4対2でございますので、3分の1で御理解いただきたいというふうに思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、3分の1で決定ということでお願いいたします。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） それに関係してなんですけども、ごめんなさい。前回、私のほうで申し上げたお話なんですけども、一番最後の8ページの運用指針に係る話なんですけども、この中で、その他経費の中に注3のところに書かれているんですけども、この書かれている中で政務活動費で使用する端末は事前に申請しておくことということで書かれています。これはまた後ほどやるんですかね。もう一緒にやっていいですか、ここで。これについて。

○委員長（下山哲司君） 注3。

○副議長（佐々木雄司君） はい。一番もう後ろのページの。A3を開いてください。

○委員長（下山哲司君） 8ページじゃろ。

○副議長（佐々木雄司君） 8ページ。その裏です。

○議会事務局長（奥田吉男君） 一番裏になります。

○副議長（佐々木雄司君） 裏になります。

○委員長（下山哲司君） あ、裏か。

○副議長（佐々木雄司君） はいはい。最後の。この赤字のところの注3、政務活動費で使用する端末は事前に申請しておくことということなんですけども、政務活動費の携帯電話、スマートフォン、こういったようなものをただ申請しておくだけだったら、市民理解というのはなかなか得れないんでしょうと。自宅の固定電話については、政務活動費でもともと認められているものでありますけども、その場合は、連絡先としてホームページなどにちゃんと明記されてる、登録されてるわけですよ。携帯電話も申請するだけではなくて、やっぱりこれ、電話番号のあるもので、だからこそ通信費が発生してるものですから、やっぱり携帯電話も、もし申請するのであればホームページにこれは書いたほうがいいと思います。これはもう書けないんだというんだったら、それはもう個人的なものでしょうから、3分の1も含めて、もうそれはだめですよという話でいいんじゃないかなと思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） どこじゃったかな。ちょっと今、ぱっとすぐ場所がわからん。この前の協議の中にも、きちっとこの電話の分を、買った人、登録しますということできょうという話に進んでおりましたので、そういうふうに、出した分はもうきちっと載せてもいいという条件のもとで、当然だと思いますので、そういうふうに進めていきたいと思いますがよろしいですか。

- 副議長（佐々木雄司君） 掲載する、載せるんですよね。
- 委員長（下山哲司君） そうそう。
- 副議長（佐々木雄司君） わかりました。
- 委員長（下山哲司君） 活動費に係った部分はね。もうそれは全協の席でそういうふうに報告させてもらおうと思いますので。
- 副議長（佐々木雄司君） いやいや、はい。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） ホームページとかに我々議員の住所とか電話番号とか載ってますよね。だから、その使用の報告書の中にこれをしてますよというような形で書くのではなくて、連絡先として公にできないような携帯電話は、やっぱり僕はそれは政務活動費の対象にするのはおかしいと思うんですよ。だから、報告書に載せることはもちろんなんですけども、その前に政務活動費として使う限りには、ホームページ、あるいは議員の個人的なところの連絡先を市役所、議会のほうから何らかの形で情報発信するときには、住所、自宅の電話番号、政務活動費の対象になっている携帯電話、ここまでやるべきだと思うんですが、そういった内容でよろしいんですか。
- 委員長（下山哲司君） はい。そういうふうに理解をしておりました。
- 副議長（佐々木雄司君） はいはいはい、わかりました。
- 委員長（下山哲司君） よろしいですか。
- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） そういうことで。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 委員長、ちょっと参考に。
- 委員長（下山哲司君） はい、局長。
- 議会事務局長（奥田吉男君） 今、ホームページに出しておりますのは自宅の住所と固定の電話番号。で、皆さんから携帯電話の番号について提供いただいておりますものについては、現在の時点では幹部職員に緊急の連絡体制として議員さんの電話番号を教えて、緊急の際には幹部等、まあ部長にしかお知らせはしてませんが、部長から議員さんの携帯電話に御連絡をするようにしておるのが今の状況です。
- 以上です。
- 委員長（下山哲司君） 今現在はそういうことになっておりますが、この前のお話の中で御意見ございまして、政務活動費で使う携帯については公表するように、皆さんに御協議、全協でしたいと思っておりますので、よろしいですか、それで。そういうふうに私は理解しておりましたんで、そういうふうに扱わせていただきます。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 濟いません、1つ確認を。
- 委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局主査（日下治樹君） 携帯電話とスマートフォンはどちらか1台……。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○議会事務局主査（日下治樹君） を対象とする。で、おうちにインターネットを引いている場合は、タブレットの通信費は対象にならないということでもいいんですか。

○副議長（佐々木雄司君） 請求ベースじゃねんかな。機能がかぶらないようにすりゃあええんじゃねん。いずれか1個と。

○委員長（下山哲司君） でも、契約して使用料払うのは別々の口になるからな。

はい、休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時57分 再開

○委員長（下山哲司君） それでは、再開します。

ただいまお話があった件、お願いします。

○議会事務局主査（日下治樹君） 濟いません、先ほどの件ですが、携帯電話とスマートフォン、この通話機能がかぶらないようにどちらか一方、それからパソコンのインターネット機能の通信料とタブレットの通信料、これもかぶらないようにどちらか一方ということで、文章、またつくらせていただきます。

○委員長（下山哲司君） もう1つあったのが、スマートフォンとタブレットの併用はどうするか。

○議会事務局主査（日下治樹君） スマートフォンのインターネット機能につきましては、通話がメインで補助的なものと考えて、それはもうスマートフォンとタブレットは通話するものとインターネットをするものという分け方のほうが簡単だと思います。

○副議長（佐々木雄司君） そうしよう。

○委員長（下山哲司君） でも、今使用しようられる方で、スマートフォンのあれを使うてタブレットを使えばタブレットの使用料が要らんから、そうしようられる人が結構多いんな。

○議会事務局主査（日下治樹君） まあどこかで線を引かないと、これをはっきり分けるというのは難しいと思うんです。機能はあるけど使わないという方もおられるでしょうし。

○委員長（下山哲司君） それでは、一応今回はもう分けとくということで。そういうことでほんならよろしいですか。

○議会事務局主査（日下治樹君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、12番目に進んでよろしいですか。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） それでは、12番目。時間が12時になったんですが、どういたしましょう。あとこれだけなんでやってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） はい。それでは、続けてやらせていただきます。

それでは、12番目の政務活動費で経費を支出する事務所については、事前届け出をしてくださいと、こういうことで、岡山市の例は26ページに岡山市のが出ておりますが、岡山市は岡山市で参考ということでもいいんですが、赤磐市の場合はどういうふうに。これもちょっと問題があった話も今までにあります。この前、お話をちょっと皆さんいただいたときには、はっきりしたお話だったんで、もうあのお話の内容で行かせていただくということによろしいですか。あれは事務的に残っておりますので。そういうことで行かせていただくと。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで案をつくらせていただきます。

それでは、運用指針についての赤字の部分の問題を確認したいと思います。

今までのお話の中でこのように明示するということで、赤字でしております。それ以外のところは変わってないと思いますので、赤字の部分について御意見をいただきたいと思います。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 広報費の注の2の部分、議員活動、後援会活動と推定される内容を含む場合は、政務活動以外の部分について案分することということで運用指針が示されてるわけですが、議員活動というところが、私、非常にひっかかりを持っておりまして、議員活動、つまり公務であります。その公務について、我々は市民から説明を常に求められているわけで、今回、前段で扱いました議会報告会もその1つであるわけです。これは議会全体として行っていることではあるんですが、議員個人にも当然ながら求められているところであって、その議員活動について案分を求められるというのは、私はちょっと違うのかなと。むしろこういったようなところにもっとお金を使えという形で政務活動費などを預かっているように思うんで、僕はもうこのところというのは削除していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。多分、これ、事務局のほうにちょっと確認をしてくださいということをお願いをしたこともあるんですが、どこを引っ張り出してきてこういった書き方になったのかもわからないんですが、よく議員活動について、政務活動費は認めないよとするような、そういった判例とか場面があるんです。それは何であるのかといいましたら、多くの議会で会派制をとってまして、会派に、要するに政務活動費をお渡ししますということについて、会派に渡しているものですから、会派の広報紙というものに関しては、広報活動については使ってもよろしいという、そういったような扱いがある場合には、議員個人のものというのは、議員個人の活動として広報してくださいねということで政務活動費から除外をされるというようなケースもあるわけです。ですから、そういったようなところと、うちの赤磐市議会みたいに個人で活動していらっしゃる、個人に政務活動費が支給されてるところとその内容を一緒にするとい

うのは、ちょっと大きな間違いがあるんじゃないかなというふうに私思ったりします。だから、この議員活動については省いていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○委員長（下山哲司君） 文言ですね。

○副議長（佐々木雄司君） はい。ですから、後援会活動と推定される内容を含む場合は、以外の部分について案分すること。議員活動以外のです。

○委員長（下山哲司君） これ、事務的にちょっと入れていただいとんですが、元来、選挙管理委員会の中の、皆さん、この前、選挙のときにもらったと思うんですが、挨拶文の文言が入るとるものは選挙違反ですから、これは。それが、これがもう議員がつくった法律ですから、抜け道の悪いところが6カ月以前にやるとる分は問題視をしない。6カ月前、選挙のあれに入った6カ月が法的な規定があって、6カ月以内であれば、これは選挙違反になる。だから、そういう問題からすれば、挨拶文があるものに関しては、これはもう選挙活動とみなされるというのが今の法的な解釈になっておりますので。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） とは言いますが、もうこれは最高裁まで、そうなった場合には争われる内容だと思うんですよ、その内容においては。そういった最高裁まで争われるようなところを、我々、法律の素人が、こちらの場所でああでもないこうでもないつつき回すっていうのも、私はちょっと印象が違うのかなと。むしろ、もしそういったようなお話になるのであれば、例えば選挙管理委員会のほうから指摘を受けたとか、警察のほうで摘発を受けたとか、あるいは裁判所のほうで有罪の判決を受けたとかということについては、これは明確な理由というのがそこにあるわけですから、これについては認めませんよと。あるいは、そういったようなものが含まれているということであれば、その部分は差っ引いてしてくださいねとかということで、要するに明確な根拠がないのに我々が印象だけで右に左にというような判断をするっていうのはちょっと乱暴なんじゃないかなと思います。

○委員長（下山哲司君） これはこれでということで書き込んではおけません。問題視する対象として、検討材料ということで理解していただいたらいいと思うんですが、その辺の部分の細かく、次回までにちょっと案を考えてみましょうか。どういうふうな内容にというのを。

○議会事務局長（奥田吉男君） 日下君説明してん。どねんなるん。

○副議長（佐々木雄司君） はい、いいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 事務局のほうから御説明いただけるということなんですが、その前にちょっと私のほうで、こういうことじゃないんですかっていうことをお話ししたいんですけども。政務活動費に関する取扱基準というものがあります。今、私たちが内容を議論したも

のでありますけども、この中の1のところに、一番最初に書かれているところではありますが、政務活動費は議員のと書いてるんです。

○委員長（下山哲司君） それはそうです。

○副議長（佐々木雄司君） 議員と書いてるんです。にもかかわらず、この議員活動について案分することというのは、これ、相反することですよ。だから、議員活動以外のものについて案分しましょうということを今まで議論してきたわけです。議員活動そのものについてというのはおかしいんじゃないんですかということを私言いたいんです。

○委員長（下山哲司君） 先行きます。

はい、どうぞ。

○議会事務局主査（日下治樹君） 濟いません、この議員活動というのは、議員活動の中には議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動とあるんですが、要は政務活動以外の部分については案分するという考え方だと思います。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 事務局と議論するつもりはないんですけども、その議員活動の中に政党活動入りません。入りません。議員活動は議員活動です。我々は議員活動をするために市民から給料を預かってる、報酬を預かってるわけでありまして、政党活動するために議員をしてるわけでもないし、後援会活動するために議員をしてるわけではない。だから、その議員活動というものを明確に示していただいて、それ以外のものについては案分しなければいけないけども、議員活動のものについては、私はこれ100%認めるべきじゃないかなというふうに思います。もし、そういったようなことが、事務局のほうで指摘しているようなことがあるのであれば、3番のところに、次の各号にあげる人に充てることはできませんというところに、議員個人の広報活動に関する事、こういったような文言をつけ加えなきゃいけないということになったら、この取扱基準全体が崩壊してしまいます。そう思いませんか。

○委員長（下山哲司君） これが、案分するという自体が、両方、重なって載っとること自体が間違いなんで、扱いがだめなものかいいものかの2つに1つじゃと思う。この広報紙に関しては、いいものかだめなものかの、もう2つに1つだと思う。それが、ほんならどこで基準引くんならというて、最高裁までというような話じゃあ、赤磐市のあれがだめなんで、何でもいいというわけにもいかないんで、やっぱりその辺はきっちりしたものをある程度しとかんと、この前の澤さんの件もそうです。いいものができましたから見てくださいというたときに、見たときに、ぱっと見て、ああこれはだめだなというふうに感じたんです、政務活動費でするのは。じゃから、内容的にやっぱりそういうものがありますので、この辺は慎重にやらんと。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） まさに委員長、慎重にやらなきゃいけないというところは、ほん

と共感して賛同できる場所です。澤さんの例が出ましたから、ちょっとこういうことじゃないんですかということで、御指摘申し上げたいと思いますけども、政務活動費の使用は個人に委ねられてるわけですね。個人に委ねられている中で、いいとか悪いとか、本人がいいと思ってやっってること、その内容がいいと思ってやっってること、それが第三者が見たときに、これはおいというようなものが含まれてても、それは本人の話であって、第三者がそのところに主観を入れるべきでは私はないと思うんです。主観が入ってるからこれはいいんだとか、悪いんだかというのは、個人の判断に介入してるっていうことになるんで、それはもう我々としては控えなきゃいけないし、控えなきゃいけないような文言にしなければいけないと思います。という話になったら、このところで何を書かなきゃいけないのかと言えば、それは議員活動か否かと。議員活動のものについては政務活動費を使うべしということで、この1条のところで書かれてるわけですから、議員活動のものについては使いましょと、個人的なものが含まれてるものに関しては案分しましょということなんでしょうから、そのような書きぶりに直していただいたほうがいいんじゃないですか、ここは。

○委員長（下山哲司君） もう少しこの部分に関しては、もう一度、次回まで繰り返させてください。というんが、いろんな問題が絡んどんですよ、この広報に関しては。今までに問題事例が多過ぎるし、北川議員のお正月の挨拶文、あれなんか全くだめじゃ言われたんですよ、見せたら。じゃけど、まあもう問題にすまあとということでせなんだんですけど、今回、2回目ですよ、彼は。じゃから、そういうこともきちっと規定せにゃあいけないので、自分が銭を出しやあ何も文句言われる筋合いはなかろうが言うても、これまた選挙にかかわるし、それからやっぱり議員としてやっていただかにゃあいけないということを基準にして、もう1回考え直したほうがいいと思うんです。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長、もうおっしゃられてること、まさにそのとおりでと思います。ただ、北川議員を擁護することではないんですけども、個人的に会報出しておやりになられているものはここで論ずるべきではない。政務活動費を使ってそれを使用してるのであれば、そういう配布の仕方はいいのかとか、そういう内容はいいのかという話になるんでしょうけども、そうではないところで、個人的におやりになれてるところをこのところで論ずるわけにはいかないと思うんですよ。だから、それは分けて考えていただいて、この政務活動費というようなものを使った議員の広報活動、これについてどう認めていくのかと。それを認めるか認めないかというところの、ただそれなんだと思います。この間からの議論の中で出てるのは、特定の人たちだけに配布するものは、これは内容はどうであろうとも、それは後援会活動に等しいんじゃないんですかということで、その配布の形態がそういったようなものをあらかわすような場合は、これはちょっと待っていただいたほうがいいんじゃないんでしょうかということなんだと私は理解してるんですけども、ただそこら辺の論点ぐらいのもんで、それ

以上の何かものがあるのであれば、それは委員長お任せしますけども、そこら辺のところだったらもう結論出てるんじゃないんですか。

○委員長（下山哲司君） まあ。

○委員（佐藤 武君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 個人的見解というか、人についてばらつきがあるから、この運用指針、使途基準を今協議をしてるわけでしょ。だから、どう言えばええのかな。この使途基準を決定する以上は、やはり赤磐市議会としては統一の方針を決めるという認識で行かないと、私はいかないと思ってるんですけど。

○委員長（下山哲司君） まあ、議論した上で決めればいい。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そういう御指摘には当たらないと思います。この議員活動のPRというものにばらつきはないんです。ないですよ。議員活動としての、赤磐市議会の議会報告をする議会活動においてばらつきはないですよ。ばらつきはいんです。ただ、ばらつきはないんですけども、ここのところに議員活動というものが含まれているんで、それすらもだめなんですかっていうところの議論ですから。

○委員長（下山哲司君） この文言については、ちょっと検討させてください。ここでほんなら皆さんで文言をこうじゃというのは時間を恐らく費やすようになると思うんで……。

○委員（実盛祥五君） 次回でええが。

○委員長（下山哲司君） ちょっと勉強させていただいて、次に案を。今の御意見はよう理解できますので、次回に持ち越させていただければと思いますが、どうですか。

○委員（実盛祥五君） よろしいよ。

○委員（光成良充君） ちょっと。

○委員長（下山哲司君） 光成委員。

○委員（光成良充君） 今、言われたの広報費のところなんですね。使途基準のところ、議員の活動、議会活動及び市の政策について市民に報告しPRするために要する経費は認めますよということですよ。

○委員長（下山哲司君） そうですよ。

○委員（光成良充君） ね。なのに、交付対象となる具体例に議員活動がだめって書いてあるのはおかしいじゃないですかと僕は思うんですが。

○委員長（下山哲司君） ああ、そういう意味で書いとんじゃねんで。

○委員（光成良充君） え、違うんですか。

○委員長（下山哲司君） これは、議員活動と後援会活動を分けるという意味でこう書いとん

で、議員活動がええとか悪いとかというんじゃない。議員活動と後援会活動の、その分けるのという意味じゃから。だめという意味じゃない。そういう意味で書いとんじゃない。

○委員（光成良充君） いや、これのこの書き方なら、議員活動と後援会活動と推定される内容を含む場合は、政務活動以外の部分について案分することじゃから、この書き方なら議員活動はだめ……。

○委員長（下山哲司君） 私個人の見解としたら、案分しちゃあいけんです、1つの文章を。要するに、政務活動に使えるものと使えるものを1つに、2つのものを2つにすんじゃから、つくったものがどっちでもええ、半分ずつじゃというようなのはだめなんじゃということ。そういう考え方があるから、次回にさせてください。

○委員（光成良充君） この文章は2つに分けるということですか。だから、分けたら、議員活動の中に政務活動以外の部分にある場合は案分せえということですか。

○委員長（下山哲司君） 私の個人的、言わせていただいたら、要するに案分するようじゃだめなんです、文章というんが。自分らがつくるんじゃから。さび分けして、これは議員活動、これは後援会活動、きちっと分けて別々に扱うてくださいと。僕の考えですよ。だから、ちょっと次回に、もう少しわかりやすく勉強してお示しさせてもろうて、協議していただくようにしますので、次回へ送らせてください。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） もう少し勉強させてください。皆さんに御理解いただけるような説明ができるようにしますので。ちょっと私もこれには問題を感じておりますので。そういうことで。

次に進んで、事務所費。

○副議長（佐々木雄司君） 事務所費、終わったんじゃないですか。

○委員長（下山哲司君） これは、この前、皆さん、御意見いただいたのを書いとんで、この内容で進ませていただいていたいいですか。特別問題はなかったと思うんです、前のお話のときには。こういうに決めようということと言われたんだと思うんで、そういうふう。

で、事務所費のほうはよろしいですか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、その他経費の分です。

先ほどもあったんですが。先ほども文を次回へ申し送らせてもろうとんで、これも一緒に次回に最終確認ということで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、最後になりますが、領収書の件です。

○議会事務局主査（日下治樹君） 済いません。

○委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局主査（日下治樹君） 濟いませぬ、ちょっと戻るんですが、さっきの事務所費のところ、注の6に備品に使用できる金額は〇〇円までとするという文言がありまして、ここで金額を、例えば上限を決めて設定するか、もうこの文言を削除するか、ちょっとそちらを検討していただきたいと思ひます。

注5と注6です。

○委員長（下山哲司君） 5は示せる形態じゃからせにゃあいけんのじゃろ。そりゃあ、極端な話をすると、注6に対しては、36万円までなんじゃから、36万円、事務所へ全部使うんじゃ、私はこれじゃというて言やあ、それでも通らん話でないんで。ほかのことは自分で払う言ええ、せえで終わりじゃから。だから……。

○副議長（佐々木雄司君） 切手代とか。

○委員長（下山哲司君） 何に関しても常識の範囲を基準で物事が判断できるような文章に。で、6番はもう削除するというこゝで、ほんならどんなですか。いや、せつかく書いてもろうとんじゃ。どんなかな、意見は。

○副委員長（治徳義明君） 上限を決める意味がようわからん。

○委員（佐藤 武君） 委員長、濟いませぬ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） 備品とは、基本、購入金額が幾ら以上とかというのがあると思ひんですが、それはもう市の備品と一緒によかつたですかね。備品。

○委員長（下山哲司君） じゃから、早う言やあ、机や椅子や……。

○委員（佐藤 武君） 机にも高いのと低いのがあるじゃないですか。だから。

○委員長（下山哲司君） もうそういうのは常識の範囲でいつてもらわにゃあいけんで、こういうことはもうなしにしときゃあ、常識の範囲。

○委員（実盛祥五君） 書かんほうがええ。

○委員長（下山哲司君） そんなむちゃする人はおらんと思ひんじゃけど、18人の中にゃあ。備品ですからね。

○委員（実盛祥五君） 切りがねえが。

○委員長（下山哲司君） まあ、備品の中にも上から下まであるからな。

○副議長（佐々木雄司君） 括弧入れんほうが。

○委員長（下山哲司君） 入れんほうがええな。

○委員（実盛祥五君） おお、入れんほうがええ。

○委員長（下山哲司君） じゃけん、注6は削除ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そういうこゝで、ほんならやらせてください。濟いませぬ、言い忘れたった。僕が言わにゃあいけなんだ。丸々になつとつたんじゃ。濟いませぬ、濟いませぬ。

それでは、領収書の件だけ確認してください。

○議会事務局主査（日下治樹君） 濟いません。

○委員長（下山哲司君） はい、事務局。

○議会事務局主査（日下治樹君） 注5は、もうこのままでいいですか。

○委員長（下山哲司君） 注5は、事務所として使う範囲の中だったら提示してもらわにゃあいけまあ。ただ事務所、ぼんで。

○議会事務局主査（日下治樹君） 購入した備品については備品台帳を作成していただく。

○委員長（下山哲司君） はい。自分がもともと事務所であって、自分の持ち物で別のとこでするのは何ぼか査定して皆しょんじゃから。じゃけど、自分の家はだめじゃということになっとなんじゃから、もうはっきりしとると思うんじゃ、前とは違うて。前は自分の家を出しとる人がおられたんで。そういうことがなくなったんで、もう別にぼんとあるものの査定じゃから難しゅうねえと思う。ええと思うんですが、どんなでしようか、この前の話で。

○議会事務局主査（日下治樹君） この備品というのは、事務所費だけに限らないです。全体……。

○委員長（下山哲司君） 事務所費の中の備品ですよ。

○議会事務局主査（日下治樹君） いや、ただこれは全体にかかって、この項目の中にはありますけど、普通に事務機器として備品を購入した場合でも、この備品台帳っていうのは。

○委員長（下山哲司君） ああ、購入な。

○議会事務局主査（日下治樹君） はい。

○委員長（下山哲司君） そりゃあ、購入はその前の7番の問題じゃと思うんです。

○議会事務局主査（日下治樹君） そうですね。

○委員長（下山哲司君） 僕のほうのは、机とか椅子とか、そういう事務所の中で使うもののあれじゃと理解しとんですけど。

○議会事務局主査（日下治樹君） じゃあ、この注5の文言も……。

○委員（実盛祥五君） 消しときゃええが。

○委員長（下山哲司君） 消しますか。

○議会事務局主査（日下治樹君） 7番のほうに書きますか。

○委員（実盛祥五君） 消しとくほうがええが。

○議会事務局主査（日下治樹君） 7番のほうに備品全体の話として、7番のお尻に。

○委員長（下山哲司君） ほんなら、そうしましょうか。

○委員（実盛祥五君） そうじゃな。

○議会事務局主査（日下治樹君） はい。

○委員長（下山哲司君） 要するに、買ったものを何と何を買うたというのがいつでも提示できるようにしとけということ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 4ページの7のところへつけ加える。

○副委員長（治徳義明君） 済いません、政務活動の報告書の中に、フォーマットの中にそういう備品の一覧をつけるということ、そういう意味ですか。それとも、自分らだけで持つとくように言うたんですか。そういう意味じゃなしに、フォーマットの中に入れるという意味。

○議会事務局主査（日下治樹君） いや、事務機器を購入したときに、備品を購入したときに備品台帳を作成していただくと。

○委員長（下山哲司君） 7番につけ加えてください。

確認なんですけど、備品を買われたときに、何が何ぼというだけじゃなしに、きちっと、前からそうなんですけど、できてないんじゃないかと思う。機種。品名だけで、僕もできてなかったかもしれないと今振り返って思うんで。パソコンとしか書かなんだと思う、銭目と。いや、せえじゃあいけんので、パソコン、どこのメーカーの何型まで入れるように、ちょっと明示をしていただきたいと思うんですが、どうですか、皆さん。それでいいでしょう。別に隠す必要のないもんですから。

○委員（実盛祥五君） 電気屋さん、皆書いてくれとるが。

○委員長（下山哲司君） じゃから、保証書は持つとんじゃけど、報告するのに。

○委員（実盛祥五君） じゃから、請求書というか納品書を皆、電気屋が書いてくれるが、メーカーから何から。それをつけて出しゃあええんじゃから。

○委員長（下山哲司君） よそのほうは自分で領収書つくって出すらしいから。テレビじゃあな。

○委員（実盛祥五君） そりゃあいけんわ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 備品台帳のフォーマットの中に、型式なり年式なりということをも明記しとけば、全部がそこへ埋まると思う。

○委員長（下山哲司君） ほんじゃあ、そういうふうにならんと文章を入れといてください。

で、領収書の。私は特別変わったもんがねえから、自分では理解しとんじゃけど、この部分で何か問題がございますか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、局長。

○議会事務局長（奥田吉男君） 皆さんの収支報告書の領収書の中に、ただし書きの部分で明記されてなかったり、単価、数量が明確にならないようなものがあるので、そういったところで領収の金額はわかるんですけど、それが一体何個、単価はという形になってくるので、そういう部分が数量等という形で書かさせていただいてます。

○委員長（下山哲司君） 今、局長から説明いただきましたが、今までの中で手落ちになっとる部分を明記したということで理解してよろしいですか。

それから、大事なのが、使途が明確にわかるように作成するというところで。あとはレシー

ト、原本保管とかという、こういうのはもう……。

○委員（実盛祥五君） 納品書ももろうとかにやあいけんで。そしたら、機種から何から皆入るんじゃから。納品書もらわずにレシートばあでいきよるからそねんことになるんよ。電気屋さんの納品書もろうたら、皆書いてあるんじゃから。

○委員長（下山哲司君） エディオンで例えば買えば、納品の部分と領収の部分とが両方1つに載つとるから、それはもうそれでええと思う。じゃけど、自分で書いてつくられとる、テレビでしようようなのは、あれはもうだめじゃということにせんと。必ず先方からもろうたものというのに。ですから、その辺はそういう内容と領収書と請求書が一致するじゃろうから、そういうものにきちつとという意味で。そりゃあもう文言入れんでもよかろう、そこまで。機種まで書くんじゃから。そこまでするよな必要ねえ、今までから進歩しとんじゃねん。

じゃから、皆さんにきちつとしてもらおうということ徹底するということどんなでしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） 一言、最後につけ加えて言おうか思うたんですけど、事務局から提案があった場合は素直に聞くということで、わしゃあこうじゃああじゃというて言わんように、全協の席でお願いしようと思よんですけど。

○委員（実盛祥五君） そりゃあ、もう文章を入れときゃあええ。

○委員長（下山哲司君） 文章入れんでもええけど、最後に一言お願いを。こういうふうを決めさせてもろうたんで、事務局から提言があった場合は快くお聞きくださいということをお願いしようと思うんで、そういうことで締めとさせていただきたいと思いますので。

それでは、次の委員会の日程を決めていただきたいと。

○議会事務局主任（細川伸也君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局主任（細川伸也君） それでは、定例会が9月にあるんですけども、定例会中の委員会のほうが9月19日の火曜日で終わります。で、その終わった後に、直近の定例会のほうが9月27にあります。その間であいている日ぐらいが適当かなと考えるんですけども、9月21、木曜日、22、金曜日、25、月曜日、26、火曜日の4日間があいておりますので、その中で検討していただければと思います。

○委員長（下山哲司君） では、9月21日で1番でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで、9月21日に次回を開かせていただきたいと思ひます。

先ほど決定いただいた案件につきましては、きちつと入れさせていただく。それから、次回に持ち越させていただいた分に関しましては、勉強させていただきまして、また皆さんと御相

談ができるような準備をしときたいと思いますので、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そういうことで、本日は大変……。

○副議長（佐々木雄司君） 終わってないですよ。その他のほう。

○委員長（下山哲司君） あ、済いません。その他で何かございますか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私のほうから1件、皆さんにちょっと御提案申し上げたい内容があります。ただ、今、この議会基本条例特別委員会のほうでも扱っております内容が非常に多くて、ウエイティングリストももうぱんぱんになっているような状態です。そういった中で御提案申し上げるのは、本当に非常に恐縮なんですけど、ただ我々の議員活動の中で、ちょっとこれは今後、議会改革を進めていく中でも必要になってくるのではないのかなと思うような内容ですので、ちょっとお時間をいただけたらというふうに思います。

ちょっと事情を説明します。議会基本条例の前文というのがあるんですが、その中には、今、赤磐市にとって取り組むべき最優先課題は何かを見きわめ、その課題の実行、達成のため、議論を尽くし、正しい結論が導かれるよう最大限の努力をすることが、議会並びに議員各個に求められているという。議員各個に求められていると。ということで、我々議員一人一人が、市政課題というのは何であるのかということを見きわめて、これについて最大限の正しい結論が導き出せるように最大限の努力をすることが求められているわけです。そういった話の中で、我々よく行政のほうに、市役所のほうに、この内容についてどうなっているのか、書類をちょっと出してくれとか、こういった関係の書類はありませんかとかということで申し伝えをするわけですけども、基本的にこれNGとされてます。委員会のほうから書類を、委員会で使う、議論する内容なのでこの書類をくれとかという話はオーケーです。議会として求めることもオーケーです。でも、議員個人がその書類を求めることは、原則、これだめです。本来であれば、政務活動費などを使用して、我々が書類をいただくときには情報開示請求を行って、この政務活動費のお金をコピー代などに充てて情報を取得することが求められるわけでありまして、それをした場合に、時間がかかりますというところがまず第1点と、もう1つは市役所のほうの取り扱い、市役所の議会との向き合い方で、これぐらいの書類なら出してやろうと出してくれるケース、あるいは議員と職員さんとのあうんの呼吸で書類を出してくれる、あるいは情報を与えてくれるというようなことがあります。これはもう議員個人個人のつき合いといいますか、濃淡さがあらわれるわけで、その濃淡さがあらわれるもの、そりゃあ努力のたまものだからええんじゃないかっていうのが今までずっと来てたわけですけども、それであれば、新人議員さんとかが非常に困るようなケースも出てくるわけです、同じ議員としても。キャリアが物を言うというか。それはやっぱり議会の運用上としては問題があるんだろ

うなというふうに思うんで、私はこの議会基本条例の前文に基づいて、情報開示請求以外のやり方で市役所と書類のやりとりができるようなルールづくり、これを進めたらどうかなというふうに思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） その問題は以前からあって、会派制をするということになった時点で協議して、文章があると思うんですよ。また次の委員会までにちょっと探してみます。個人でそういう請求をするのはだめというのが元来の基本的な考え方なんですけど、複数の会派としては、こういう説明を求めるとかということができるといことで、会派の部分の内容を示しとると思うんで、ちょっとそれをまた探してみますので、次の委員会にはまた御相談をさせていただけたらと思う。会派、この前もお誘いもしたんですけど、あのときにこういう内容の説明をしてほしい、こんだけ資料が欲しいといことで提示すれば、結構納得いくぐらいの資料を提出してくださるので、それは執行部も受けるということになっておりますので、今までそういうふうにやったださつとんで、十分やれるんじゃないかといことで、ちょっと探してみますので。次回まで時間をください。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長、ありがとうございます。まず、議論のテーブルに載せていただいて、こういう現実があるんですよ。他方、議会基本条例の前文の中には、議員個人の努力が求められているけども、その努力をしようと思ったときに、いろいろ制約や、あるいは元来の基本的な姿勢というものがあって、なかなか本来ある最大限の努力というようところに議員の活動というものが至らないというところがあります。だから、そういったようなところをどうしていくのかといところの結論は、やっぱりこの議会基本条例のほうで出している、条例の話ですから。この条例に書かれているものといものを、現実的に我々の実務に照らし合わせたときにどうなんだっていところのものを出していただいて、最終的に皆さんに諮っていただく、議運などに諮っていただくといのがいい話なのかなと思ったりもしてまして、ぜひこちらの場所で御議論いただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○委員長（下山哲司君） ちょっとチェックしときますので。

○副議長（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） 次回、お願いします。

○副議長（佐々木雄司君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（下山哲司君） それでは、以上で、長時間御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午後0時36分 閉会